

はじめに

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大され、岐阜県は特に重点的な対応を進める特定警戒県に位置付けられました。同年5月14日、岐阜県においては、区域の変更を受け緊急事態宣言の解除がされ、同年5月25日には、全国においても解除されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に対し、外出の自粛等の対策を現在も継続しています。

こうした状況において、災害が発生し、避難所を開設、運営をするにあたっては、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。そのため、県は、現行の岐阜県避難所運営ガイドラインに新型コロナウイルス感染症対策として「新たに追加すべき対策」「拡充すべき対策」を取りまとめ、公表しました。

これを受け、市では、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るとともに、避難者の安定した生活環境を確保するため、本マニュアルを作成しました。

なお、市では、瑞浪市避難所運営マニュアルを避難所運営の基本としていますが、本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症対策編として別に作成しました。新型コロナウイルスに関しては、未解明の部分も多く、今後、最適な対応等が変化することも考えられるため、適宜修正をかけることとします。

第1章 事前対策

1-1 住民への広報

- ・住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知します。【資料①】

《周知内容》

- ・まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は「自宅避難」の検討
- ・親戚や友人の家、自宅における垂直避難等の「避難所以外への避難」を検討
- ・体温計、マスク、石鹸、消毒液、除菌シート、ビニール手袋、タオル、スリッパ等の用意
- ・服薬している薬や体調管理のためのサプリメント等の用意
- ・受付時の混雑を避けるため、「避難者カード」を事前に自宅で記入【様式3】
- ・避難所に行く際はマスクを着用し、「健康状態チェックカード」を記入し持参【様式15】
- ・避難所以外に避難する場合は、避難所等へ連絡するよう努める

- ・避難所の感染症対策（こまめな手洗い、消毒、パーテーションの設置や2m間隔の確保等）を周知します。
- ・警戒レベルを付した避難情報を基に、早期避難を徹底するよう周知します。
- ・事前に記入が必要となる「避難者カード」【様式3】、「健康状態チェックカード」【様式15】を配布します。

1-2 資機材の備蓄

必要となる資機材を備蓄します。

- ・受付時等に体温を測るための非接触型体温計
- ・パーテーションや間仕切り、簡易テント
- ・マスク、石鹸、アルコール消毒液、除菌シート、ビニール手袋等
- ・マスクが確保できない場合、キッチンペーパーやタオル等の代用品
- ・手すり、ドアノブ等の共有部分に使用する消毒液
- ・避難所の区割りに使用するポール(2m程度)と養生テープ
- ・感染症発生に備えてゴーグル、ビニール手袋、防護服(代用品：レインコート)
- ・足踏み式ゴミ箱
- ・ゴミ袋(大・中・小)

1-3 避難所不足への対応【資料②】

- ・学校を避難所に行っている場合は、体育館のほか教室等の活用を検討します。
- ・指定避難所以外の施設として、大学等の活用を検討します。
- ・要配慮者の避難先として、社会福祉施設等の活用を検討します。
- ・市内で避難所が不足する事態に備え、広域避難を検討します。
- ・避難所以外の分散避難者への対応を検討します。【資料⑧】

- ・住民が避難する前に準備検討することを事前に周知
- ・避難所開設の広報・安否確認
- ・食料・物資の配付や情報伝達
- ・健康管理の徹底

- ・車中泊は推奨しないが、車中泊が発生することを想定した対応を検討します。

【資料⑨】

- ・駐車スペースの確保
- ・避難所開設の広報・安否確認
- ・食料・物資の配付や情報伝達
- ・健康管理の徹底

- ・必要に応じて東濃県事務所等に相談します。

1-4 避難所のレイアウト作成【資料③】

- ・長期的な避難生活における避難者一人あたりの占有面積は、スフィア基準を参考に3.5㎡以上とすることが望ましいです。
- ・通路幅2m間隔を確保するレイアウトを作成しますが、パーテーションがある場合、通路幅1.3m（車いすの使用を想定）としても良いです。
- ・学校（体育館等）を避難所に行っている場合、教室等を活用した「居住スペース」の分散化を検討します。

- ・トイレ、洗面所や携帯電話の充電場所等では、密集にならない運用が重要
- ・教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮が必要

- ・発熱や体調不良のある方を早期発見できるよう、避難所入口の外に「事前受付」を設置します。
- ・発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を設置します。専用スペースは個室が望ましいが、教室等を活用する場合はパーテーションや簡易テントを設け感染防止を図ります。

- ・専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい
- ・携帯トイレ（段ボールトイレ等）の設置も検討
- ・飛沫感染防止のため、パーテーションの高さは2m程度を確保
- ・専用スペースには、家族用の待機スペースも確保し、その場合は、発熱等がある方とは別部屋にすることが望ましい

- ・パーテーションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、居住スペースにおいても積極的に活用します。
- ・専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討します。すべての動線は交差を避け、一方通行とすることが望ましいです。

1-5 濃厚接触者の避難方法の具体化

- ・岐阜県東濃保健所が、濃厚接触者の避難先や方法等を含めた避難方針を用意します。

- ・発災時は原則、指定避難所へ避難しない
- ・市は、岐阜県東濃保健所より濃厚接触者の情報提供を受け、濃厚接触者専用の避難先を確保

- ・濃厚接触者の予定していた避難先が被災した場合等、市が避難所で受け入れざるを得ない状況においては、適切な感染防止対策を実施します。

1-6 発熱や体調不良のある方への対応

- ・学校等の大規模な避難所は、教室等を活用し、専用スペースの設置を検討します。
- ・小規模な避難所の専用スペースは、個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的に車中待機等を検討します。
- ・発熱や体調不良のある方について、医療機関の受診等のための手順を医療関係者の協力体制を含め事前に決定しておきます。

- ・専用スペースへの移動
- ・市災害対策本部への連絡
- ・医療機関への移動
- ・医療機関での受診や検査
- ・検査結果の報告

1-7 感染者が確認された場合の検討

- ・感染者が確認された場合に備え、岐阜県東濃保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等を事前に検討します。

1-8 避難所の設営に係る役割分担

- ・避難所の開設や運営に係る市、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決定します。
- ・避難所運営に女性や介護・介助が必要な人など多様な立場の代表が参画します。
(障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人(居住者が多い場合))

1-9 避難所運営マニュアルの作成・修正や訓練

- ・岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」を参考とし、新型コロナウイルス対策用の避難所運営マニュアルを作成し、適宜修正します。
- ・地域住民と市、施設管理者等は、本マニュアルに沿った訓練を実施します。

第2章 初動期の対応（発災後24時間）

2-1 居住スペース、専用スペースの設置【資料④】

- ・事前に決めた避難所開設者（市、施設管理者等）は、早めに避難所を開設します。
- ・事前に検討したレイアウトを基に、ポール（2 m程度の棒）や養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置します。

- ・避難者が居住スペースに入る前には、2 m間隔を養生テープ等で示しておく
- ・トイレ、洗面所や携帯電話の充電場所等は、密集にならないよう運用
- ・「専用スペース」には、パーテーションや簡易テントを設置

- ・発熱や体調不良のある方を完全に分離します。

- ・トイレや洗面所等も含めて居住スペースと専用スペースの分離を確認
- ・居住スペースと専用スペースの動線が交わらないことを確認。動線は一方通行が望ましい

- ・パーテーションや簡易テントは、専用スペースへの設置を優先するが、少しでも多くの方が避難できるよう居住スペースにおいても積極的に活用します。

2-2 事前受付の設置【資料⑤】

- ・避難者の健康状態を確認するため、避難所入口の外に事前受付を設置します。

- ・避難所開設と同時に事前受付を設置し運営
- ・アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営
- ・体育館に接続する廊下を使用する等、各避難所に応じて設置
- ・避難者のマスク常用、手洗い(消毒)、2 m間隔の確保を徹底

- ・発熱の有無や問診により、体調不良者の確認をします。

（受付時の【様式15】の提出で代用可）

- ・非接触型の体温計が望ましい
- ・接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施
- ・検温するスタッフは、マスクに加え、手袋等を装着

- ・事前受付の結果により、専用スペース又は居住スペースへ誘導します。

⇒発熱や体調不良のある方は、専用スペースへ誘導します。

⇒発熱や体調不良のない方は、居住スペースへ誘導します。

- ・避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ等を用意
- ・発熱や体調不良のある方は、診察が必要であるため市災害対策本部と連携し、事前に検討した医療機関等への搬送
- ・医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機

- ・事前受付の設営前に避難者が居住スペースに入った場合は、改めて2 m間隔の区割りを行うとともに、各避難者の体温と体調を確認します。

- ・体育館に接続する廊下を使用する等、改めて事前受付を実施

第3章 展開期以降の対応

3-1 運営の留意点

① 予防

- ・ 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認します。
- ・ 衛生環境について指導する衛生班を避難者(住民)の中から配置します。
- ・ 保健師や衛生班の定期的な巡回により、避難所内や車中泊等の避難者の健康管理を徹底します。
- ・ トイレ、洗面所や携帯電話の充電場所等では、密集にならないように対応します。

【資料⑥】

- ・ 避難者の相談窓口を開設し、ストレス等の心のケアを実施します。

・ 電話やSNSの活用を検討

- ・ 避難者に体調チェック表を配付し、毎日体温と体調を確認します。(1日3回)

【様式16】

- ・ 発熱や体調不良のある方が発生した場合は、事前に検討した手順により、保健師等と連携し医療機関への受診を手配します。
- ・ ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知します。【資料⑦】

【個人の留意点】

- ・ 前後左右2m程度の距離を確保
- ・ 手洗い、マスク常用(睡眠中もできる限り)、毎日の体温・体調を確認(ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
- ・ 避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認
- ・ 飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない

【避難所の留意点】

- ・ アルコール消毒薬を各入口やトイレ等に設置
- ・ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する定期的な換気の実施
- ・ 手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は1日最低1回消毒
- ・ トイレや洗面所は、1日最低1回の清掃及び消毒
- ・ 物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等による接触感染を回避
- ・ ゴミは家族で管理し、密閉して廃棄

② 感染者が確認された場合

- ・ 避難所運営者は、事前に検討した内容を踏まえ、市本部と連携し、岐阜県東濃保健所の指示に従い、消毒やその他の避難者の移動等を実施します。

③ 長期の避難所生活への対応

- ・ 住民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討します。

3-2 専用スペースにおける運営の留意点

- ・専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーティションや簡易テント等で仕切りを設置します。
- ・発熱や体調不良のある方の看護は、できるだけ限られた方で実施します。

(参考)

内閣府 R2.4.1 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

内閣府 R2.4.7 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

人と防災未来センター R2.4.23 避難所開設での感染を防ぐための事前チェックリスト

内閣府 R2.5.29 災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

岐阜市 R2.8.26 「避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)対応手順書」

内閣府 R2.9.7 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第2版)」

内閣府 R2.12.17 「冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について」

岐阜県 R3.4.1 岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」

チェックリスト

第1章 事前対策

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと	
1-1 住民への広報	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知 (チラシ、ホームページ等)【資料①】<ul style="list-style-type: none">➢ 避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性を確認し、自宅で居住が継続できる場合は自宅避難の検討➢ 自助の備えとして、親戚や友人の家、自宅の垂直避難（在宅避難）等避難所以外への避難を検討➢ 避難に備えて不足が予想される体温計、マスク、石鹸、消毒液、除菌シート、ビニール手袋、タオル、スリッパ等は、各自で用意➢ 服薬している薬やサプリメント等を用意➢ 受付時の混雑を避けるため、避難所の受付時に記入する「避難者カード」を事前に自宅で記入【様式3】➢ 避難所に行く際はマスクを着用し、「健康状態チェックカード」を記入し持参【様式15】➢ 避難所以外に避難する場合は、避難所等へ連絡するよう努める<input type="checkbox"/> 避難所の感染症対策（こまめな手洗い、消毒、パーティションの設置や2m間隔の確保等）の周知<input type="checkbox"/> 警戒レベルを付した避難情報を基に、早期避難を徹底するよう周知<input type="checkbox"/> 事前に「避難者カード」【様式3】、「健康チェックカード」【様式15】を住民に配布
1-2 資機材の備蓄	<p>【資機材の準備】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 非接触型体温計の準備<input type="checkbox"/> パーティション、間仕切り、簡易テントの準備<input type="checkbox"/> 扇風機等換気用機材の活用を検討<ul style="list-style-type: none">➢ 岐阜県冷凍空調設備協会との協定の活用（県へ要請）<input type="checkbox"/> マスク、石鹸、アルコール消毒液、除菌シート、ビニール手袋等を用意<ul style="list-style-type: none">➢ マスクが確保できない場合に備えキッチンペーパーやタオルを用意➢ ウェットティッシュ(アルコール・おしりふき)等も用意<input type="checkbox"/> 手すり、ドアノブ等共有部分に使用する次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液を用意<input type="checkbox"/> 避難所の区割りに使用するポール(2m程度の棒)と、スペースを明示する養生テープを用意<input type="checkbox"/> 感染症発生に備えてゴーグル、ビニール手袋、防護服(代用品：レインコート)を用意<input type="checkbox"/> 足踏み式ゴミ箱、ゴミ袋(大・中・小)を用意

1-3 避難所不足への対応【資料②】

- 学校を避難所に行っている場合は、体育館のほか教室等の活用を検討
 - 感染者発生被害を最小限に留めるため、多くの教室等を用意
- 指定避難所以外の施設として、大学等の活用を検討（災害時応援協定締結先と調整）
- 要配慮者の避難先として、社会福祉施設等の活用を検討（災害時応援協定締結先と調整）
 - 各避難所で要配慮者用スペースが確保できるか確認し避難場所を検討
 - 心臓病や基礎疾患等の重症化するおそれがある方の避難先を検討
- 市内で避難所が不足する事態に備え、広域避難を検討（災害時応援協定締結先と調整）
 - 近隣市町村の協力を事前に確認
- 避難所以外の分散避難者への対応を検討【資料⑧】
 - 住民が避難する前に準備検討することを事前に周知
 - 避難所開設の広報・安否確認
 - 食料・物資の配付や伝達方法
 - 健康管理の徹底
- 車中泊は推奨しないが、車中泊が発生することを想定した対応を検討【資料⑨】
 - 駐車スペースの確保
 - 避難所開設の広報・安否確認
 - 食料・物資の配布や伝達方法
 - 健康管理の徹底
- 必要に応じて東濃県事務所等に相談

1-4 避難所のレイアウト作成【資料③】

- 長期的な避難生活における避難者一人あたりの占有面積は、スフィア基準を参考に3.5㎡以上とすることが望ましい
- 通路幅2m間隔を確保するレイアウトを作成するが、パーテーションがある場合、通路幅1.3m（車いすの使用を想定）としても良い
- 学校（体育館）を避難所に行っている場合、教室等を活用した「居住スペース」の分散化を検討
 - トイレ、洗面所や携帯電話の充電場所等では、3つの密にならない運用が重要
 - 教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の扱い等の配慮が必要
- 発熱や体調不良の方を早期発見できるように、避難所入口の外に「事前受付」を設置
- 発熱や体調不良の方の「専用スペース」を設置。個室が望ましいが、教室等を活用する場合はパーテーションや簡易テントを設け感染防止を図る
 - 専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。携帯トイレ（段ボールトイレ等）の設置も検討
 - 飛沫感染防止のため、パーテーションの高さは2m程度を確保
 - 専用スペースには、家庭用の待機スペースも確保し、その場合は発熱等の方と別部屋にすることが望ましい
- パーテーションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、居住スペースでも積極的に活用
- 専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け、一方通行とすることが望ましい
 - トイレ、洗面所や携帯電話の充電場所等への動線も配慮

1-5 濃厚接触者の避難方法の具体化

- 岐阜県東濃保健所は、濃厚接触者の避難先や方法等を含めた避難方針を用意
 - 発災時は原則、指定避難所へ避難しない
 - 市は、岐阜県東濃保健所より濃厚接触者の情報提供を受け、濃厚接触者専用の避難先を確保
- 濃厚接触者の予定していた避難先が被災した場合等、市が避難所で受け入れざるを得ない状況においては、適切な感染防止対策を実施
 - 濃厚接触者の誘導に関わる人は、マスクとフェイスシールドの両方を着用
 - ・個人用防護(PPE)の種類としては、マスク、眼の防護具(ゴーグル、フェイスシールド等)、長袖ガウン、手袋があり、眼の防護具は目を覆うことができるもので代替可
 - ・長袖ガウンについては、レインコート(カッパ)など、体を覆うことができ、破棄できるもので代替可。撥水性があることが望ましい
 - 濃厚接触者スペースへ移動する際、居住スペースと独立した動線を確認し、濃厚接触者専用通路・階段を用意することが望ましい
 - 専用の通路・階段の確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルールを定め、健康な者との兼用は避ける。
 - 濃厚接触者スペースと専用スペースは、出来る限り分離
 - 個室割当ての際は、濃厚接触者を発熱・咳等の症状がある者より優先
 - スペースごとに専任スタッフを配置し、担当以外はスペースに立ち入らない
 - 隔離部屋を設置する場合、担当スタッフは、食事を直接受け渡さず置き配し、できるだけ接触をさけるが、直接接触する場合は、個人用防護(PPE)を選択して着用
 - 全ての人々がマスクを着用することが推奨されるが、個室に1人である場合には、必ずしも着用する必要はない
 - コロナハラスメントの防止のため、啓発チラシを掲示する等の対策を実施

1-6 発熱や体調不良のある方への対応

- 学校等の大規模な避難所は、教室等を活用し、専用スペースの設置を検討
 - 発熱や体調不良の方のため、教室等の部屋数・大きさを事前に把握
 - 使用する教室等の優先順位を設定
 - 小規模な避難所の専用スペースは、個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的に車中待機等を検討
 - 発熱や体調不良のある方は、医療機関の受診等のための手順を医療関係者の協力体制を含め事前に決定
- 【専用スペースへの移動】**
- 体調不良者及びその家族(以下、「体調不良者等」という)を、事前受付や居住スペースから専用スペースへ誘導し、一時待機
- 【市災害対策本部への連絡】**
- 避難所運営者から市災害対策本部(以下、「対策本部」という)に対し、体調不良者発生を連絡
 - 避難所運営者は、体調不良者等に、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談を行うよう指示(かかりつけ医が無い場合は岐阜県東濃保健所へ相談)
 - 被災等により、かかりつけ医と連絡が取れない場合、対策本部へ相談し、対策本部は、医療機関の被災状況を把握のうえ、避難所運営者へ情報共有
 - 避難所運営者は、体調不良者が受診する医療機関、移動方法などを聞き取り、対策本部へ連絡

【医療機関への移動】

- 同居家族が搬送する場合、原則として自家用車を利用
- 自家用車での搬送が困難な場合、感染防止対策を講じたタクシー等を利用
- 避難所運営者は利用したタクシー会社や運転手名を確認し、記録
- 緊急性のある場合、避難所運営者は消防本部へ、救急車の手配を依頼
- 避難所運営者は適切な感染防止対策を講じたうえで体調不良者を搬送車(救急車、自家用車等)まで誘導

【医療機関での受診や検査】

- 体調不良者等は検査結果が出るまで自家用車又は避難所(専用スペース)で待機
- 検査結果については医療機関から体調不良者本人へ連絡
- 体調不良者等は避難所運営者へ連絡し、避難所運営者は対策本部へ連絡

【検査結果の報告】

- 陽性であった場合、岐阜県東濃保健所は、陽性者の入院調整及び濃厚接触者の特定及び検査を実施し対策本部と情報共有、避難所運営者は岐阜県東濃保健所の指導に応じた消毒を実施
- 陰性であった場合、体調不良者等は陰性であると避難所へ連絡し、避難所運営者は対策本部と情報共有

- ・体調不良者等は体調が回復するまで(疑陰性もあるため検査後少なくとも14日間)、避難所の専用スペースで休養する
- ・複数の体調不良者が出た場合の対応として、体調不良者同士が直接触れ合わないよう、専用スペースでの過ごし方について周知する

1-7 感染者が確認された場合の検討

- 感染者が確認された場合に備え、岐阜県東濃保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等を事前に検討

1-8 避難所の設営に係る役割分担

- 避難所の開設や運営に係る市、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決定
- 避難所運営に女性や介護・介助が必要な人など多様な立場の代表が参画(障がい者、乳幼児がいる家庭の人、PTA、中学生・高校生、外国人(居住者が多い場合))

1-9 避難所運営マニュアルの作成・修正や訓練

- 岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」を参考とし、新型コロナウイルス対策用の避難所運営マニュアルを作成・修正
 - 専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを作成
- 地域住民と市、施設管理者等は、マニュアルに沿った訓練を実施

第2章 初動期の対応（発災後24時間）

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと	
2-1 居住スペース、専用スペースの設置【資料④】	<ul style="list-style-type: none">□ 事前に決めた避難所設営に係る市、施設管理者等は、早めに避難所を開設□ 事前に検討したレイアウトを基に、ポール(2m程度の棒)や養生テープ等を使用し、居住スペースや専用スペースを設置<ul style="list-style-type: none">➢ 避難者が居住スペースに入る前には、2m間隔を養生テープ等で示しておく➢ トイレ、洗面所や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要➢ 「専用スペース」には、パーテーションや簡易テントを設置□ 発熱や体調不良の方の完全分離<ul style="list-style-type: none">➢ トイレや洗面所等も含め居住スペースと専用スペースの分離を確認➢ 居住スペースと専用スペースの動線は交わらないことを確認し、一方通行が望ましい➢ 専用スペースには、家庭用の待機スペースも確保し、その場合は発熱等の方と別部屋にすることが望ましい□ パーテーションや簡易テントは、専用スペースを優先するが、少しでも多くの方が避難できるよう、居住スペースにおいても積極的に活用
2-2 事前受付の設置【資料⑤】	<ul style="list-style-type: none">□ 避難者の健康状態を確認するため避難所入口の外に「事前受付」を設置<ul style="list-style-type: none">➢ 避難所開設と同時に設置し運営➢ アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営➢ 体育館に接する廊下を使用する等、各避難所に応じた対応➢ 避難者はマスク着用、手洗い（消毒）、2m間隔の確保を徹底□ 発熱の有無や問診により体調不良を確認（【様式15】の提出で代用可）<ul style="list-style-type: none">➢ 非接触型体温計が望ましい➢ 接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施➢ 検温するスタッフは、マスクに加え、手袋等を装着□ 事前受付の結果により専用スペース又は居住スペースへ誘導<ul style="list-style-type: none">➢ 避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ、案内図等により誘導➢ 発熱や体調不良の方は、市本部と連携し、事前に検討した手順に従い医療機関（帰国者・接触者外来）等への搬送➢ 医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機□ 事前受付設営前に、避難者が居住スペースに入った場合は、改めて2m間隔の区割りを行うとともに、避難者の体温と体調を確認<ul style="list-style-type: none">➢ 発熱や体調不良の方は、市本部と連携し、事前に検討した手順に従い医療機関（帰国者・接触者外来）等への搬送（再掲）➢ 医療機関等へ搬送するまでの間、専用スペースで待機（再掲）

第3章 展開期以降の対応

新型コロナウイルス感染症対策としてすべきこと

3-1 運営の留意点

①予防

- 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に体温や体調を確認
- 衛生環境について指導する衛生班を避難者(住民)の中から配置
- 保健師や衛生班の巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底
 - 居住スペース以外の人と一緒に食事をとらないよう指導
 - 避難者の検温結果等により健康管理を徹底するとともに手指消毒の実施状況、マスクの常用状況を確認
 - 車中泊の避難者が増大することが予想されるため、エコノミークラス症候群等の予防として、十分な水分補給、定期的に体を動かすことや、血流を保つためカイロや弾性ストッキング等の使用や、足を高い位置に置ける台座等を使用するよう指導
- トイレ、洗面所や携帯電話の充電場所等では、密集にならない運用【資料⑥】
- 避難者の相談窓口を開設し「ストレス」等の心のケアを実施
 - 電話やSNS等の活用を検討
- 避難者に体調チェック表を配布し、毎日本調を確認(1日3回)【様式16】
- 避難所を運営する者も、毎日本調を確認
- 発熱や体調不良の方が発生した場合は、事前に検討した手順により直ちに保健師と連携し医療機関を受診
- ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための個人の留意点を周知【資料⑦】
 - 前後左右2m程度の距離を確保
 - 手洗い、マスク常用(咳エチケット)、毎日の体温・体調を確認(ドアノブ等の共有部分に触れた後は特に手洗いを徹底)
 - 避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認
 - 飛沫感染を最小限にするため、家族以外の人と一緒に食事をとらない
- ポスター等により避難所の留意点を周知
 - アルコール消毒液を各入口やトイレ等に設置
 - 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする定期的な換気の実施
 - 手すり、ドアノブ等人が接触する共有部分は1日最低1回消毒
 - トイレ、洗面所は、1日最低1回清掃及び消毒
 - 物品や食事等の配給時は、一度机に置くことによる接触感染を回避
 - ゴミは、家族で管理し、密閉して廃棄
 - 寝るときは頭の位置を互い違いになるよう就寝

②感染者が確認された場合

- 避難所運営者は、事前に検討した内容を踏まえ、市本部と連携し、岐阜県東濃保健所の指示に従い、各部屋の消毒やその他の避難者の移動等を実施
 - 岐阜県東濃保健所・医療機関との連絡体制の確保

③長期の避難所生活への対応

- 住民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討

3-2 専用スペースにおける運営の留意点

- 専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーテーションや簡易テント等で仕切りを設置
- 発熱や体調不良の方の看護は、できるだけ限られた方で実施
- 汚れたシーツ、衣服は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥
- ゴミは、家族で管理し、密閉して廃棄（再掲）
 - マスクを外す際はゴムひもをつまんで外し、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる（その後は直ちに石鹸で手を洗う）